

# J Aフリーローン (基金協会保証型)

令和2年4月1日現在

お使いみち	◎生活に必要な資金全般 ただし、負債整理資金や共済・購買未払金の支払資金などにはお使いいただけません。						
ご利用いただける方	◎個人のJ A組合員の方。 (農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等はJ A融資窓口までご相談ください。) ◎借入時の満年齢が20歳以上の方で、最終償還時の満年齢が71歳未満の方。 ◎前年度税込年収が150万円以上ある方。 ◎営業年数が1年以上である自営業者の方。または、勤務・就農が確認できる給与所得者・農業者の方。ただし、勤続年数が1年未満の方は一定の条件が必要となります。 ◎J Aの地区内に居住している方。 ◎保証機関(和歌山県農業信用基金協会)の保証が得られる方。 ◎その他J Aが定める条件を満たしている方。						
ご融資金額	◎300万円以内で1万円単位となります。						
ご契約期間	◎6ヵ月以上5年以内(1ヵ月単位) なお、J A住宅ローン借入者(基金協会保証付)の方は、7年以内となります。						
ご返済方法	◎元利均等の毎月返済で、ボーナス併用返済、または年2回返済のいずれかをお選びください。 ※元利均等返済は、毎月の返済額(元金+利息)が一定となる返済方法です。 ※ボーナス併用毎月返済は、毎月返済に加え6ヵ月毎の特定月に増額して返済する方式です。 ※年2回返済は、専業農業者のみの取扱いとなります。 ◎ボーナス併用による増額返済分は、ご融資金額の50%までご利用いただけます。						
ご融資利率	◎J Aのフリーローン利率 ※固定金利型、変動金利型からお選びください。 ※利率は店頭に提示しています。詳細はJ A融資窓口までお問合せください。						
担保	◎不要です。						
保証	◎和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので保証人は不要です。						
保証料	◎ご融資時に一括して、保証機関へお支払いいただきます。(保証料率年1.0%) <ご融資金額100万円、当初適用金利6.0%、元利均等返済ボーナス併用なしの場合> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ご融資期間</td> <td>3年</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>15,846</td> <td>26,630</td> </tr> </table> <p>※お申込み内容により保証料率は異なることがありますので、お申し出いただければ試算いたします。 ※上記保証料はあくまでも概算の金額であり金額を約束するものではありません。</p>	ご融資期間	3年	5年	保証料	15,846	26,630
ご融資期間	3年	5年					
保証料	15,846	26,630					
団体信用生命共済	○ご希望によりJ A所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率にJ A所定の利率が加算される場合がございますので、詳しくはJ A融資窓口までお問い合わせください。						
手数料	◎融資事務手数料、繰上返済手数料については、J Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。						
最低出資金額	◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。 出資金額はJ Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。						
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、J A支店(所)またはJ A本店(所)に設置のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 <b>各組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口はこちらをクリックください。</b> また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター(大阪府)を利用できます。 J Aバンク相談所を通じてのご利用となりますので、J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。						
その他	◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 ◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、J A融資窓口までお問合せください。						